配置予定技術者調書（実績申告型）

商号又は名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事名称 | |  | | |
| 当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。 | | | | |
| ふりがな | |  | 生年  月日 | 年　　　月　　　日　生 |
| 技術者氏名 | |  |
| 現在配置中工事 | | ☐　無 　　　☐　有 | | |
| 兼任する工事名 | | （専任特例による工事現場の兼務を行う場合に記載） | | |
| 予定従事役職 ※ | | 法令による資格・免許等（当該工事に求められる資格を記載すること） | | |
| ① | 該当する項目に☑  ☐監理技術者  （☐専任特例２号※）  （☐監理技術者補佐）  ☐主任技術者  上記について  ☐　専任配置 | 監理技術者資格者証  【交付番号：　　　　　 　　　 　 　　】 | 監理技術者講習受講日  　　　年　　　月　　　日修了 | |
| 国家資格等の名称  ☐ １・２ 級（　　　）施工管理技士  ☐ １級（　　　　　　）施工管理技士補 | 【資格番号：　　 　　　　　　　 】  【資格番号：　　 　　　　　　　 】 | |
| ☐　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　） | | |
| ☐　（　　）年以上の実務経験（建設業法第７条２号（イ・ロ・ハ該当））  ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙３の「主任技術者経歴書」を提出すること | | |
| ② | 配水管技能者 | ☐　（社）日本水道協会「配水管技能講習会」登録証または修了証  ☐　（社）日本ダクタイル鉄管協会「ＪＤＰＡ継手接合研修会」修了証（受講証）  　　　　※㈱クボタまたは㈱栗本鐵工所主催の「配管技能講習会修了証」についても可 | | |
| ③ | 技術士［上下水道部門］（総合技術管理部門含む） | ☐　技術士登録証明書または登録証 | | |
| 該当する項目に☑チェックをし、それを証することができる書類の写しを添付して提出すること。  ※ 上記①②に記載する資格が一つずつ必要です。なお、③の資格があれば②は不要とする。  ※ 上記②③について、専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、そのいずれかの者が②または③の要件を満たしていれば可とする。 | | | | |
| 上記、配置予定の技術者が建設業法第26条第３項第１号又は第26条の５の適用を受ける者の場合は、以下のチェック欄に☑すること（適用を受けなくなった場合は、発注者に報告のうえ専任配置すること。）  建設業法第26条第３項第１号の適用を受ける者である  建設業法第26条の５の適用を受ける者である | | | | |
| 経営業務の管理責任者の氏名（建設業法第７条第１号） | | |  | |
| 営業所技術者等の氏名（建設業法第７条２号、第15条第２号） | | |  | |

※専任特例２号：建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者

そのほか、提出にあたっては「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」を確認すること。

* 次に掲げる資料を添付すること。

1. 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経営業務の管理責任者証明書及び営業所技術者等証明書（又は専任技術者証明書）もしく営業所技術者等一覧表（又は専任技術者一覧表）の写し
2. 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
3. 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し
4. 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書（別紙３）
5. 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類※（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和７年12月１日までの取扱いとする。）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことの分かるもの）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）のいずれか）の写し（代表者を配置予定技術者とする場合を除く。）

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | マスキング項目 |
| 健康保険被保険者証 | * 保険者番号 * 被保険者等記号・番号 |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 | * 個人番号（基礎年金番号） |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者  標準報酬決定通知書 | * 被保険者整理番号 * 基礎年金番号 |
| 住民税特別徴収税額通知書・  変更通知書 | * 複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載 |

　　　　なお、ＱＲコードの記載があり、そのＱＲコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、ＱＲコードにもマスキングを実施すること。